

平成 27 年 5 月 25 日

各 位

住 所 神戸市東灘区向洋町西 5 丁目 9 番  
会 社 名 株式会社トーホー  
(コード番号:8142 東証第 1 部、福証)  
代 表 者 代表取締役社長 上野 裕一  
問 合 せ 先 取締役 CSR 推進部長 奥村 一人  
TEL (078) 845-2456

## 「内部統制システム構築の基本方針」の一部改正について

当社は、平成 27 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改正を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、改正後の内容は下記のとおりです。

記

内部統制システム構築の基本方針（平成 27 年 5 月 25 日改正）

### 1. 業務運営の基本方針

当社グループでは、以下の経営憲章を経営のよりどころとしております。

#### 【経営憲章】

この憲章は、株式会社トーホー及びグループ会社の永遠の繁栄のために定めたものである。経営にあたる者は、この憲章の趣旨を十分に理解したうえで「企業は天下の公器なり」の考え方のもとに、実行に努めなければならない。

- 一、企業は人である。それぞれの人格を重んじ、出身閥・学閥・門閥などに囚われることなく人材を広く社内外に求め、実力主義に基づいて、適材を適所に配置すること。
- 二、誠実と信用を旨とし、お客様第一に心がけ、いやしくも目先の小利や投機などに走ってはならない。
- 三、視野を広く国の内外に向け、常に時代先取りの経営を進めること。
- 四、事を決するには、まず衆知を集め、社内外の意見を求め、わが社の発展を前提とすること。
- 五、目的を同じくする同志として、融和と結束を常に心がけ、何事にも総力を挙げて事にあたること。
- 六、勤勉質素を旨とし、清廉潔白に身を保ち、社会に感謝し、奉仕の精神を忘れないこと。
- 七、公私の別を明らかにし、責任体制を明確にし、常に信賞必罰で臨むこと。
- 八、実績を示す数字は真実の鏡である。仮にも事実を粉飾することなどがあってはならない。
- 九、利益の配分については、まず資本の充実をはかり、株主及び従業員の優遇を心掛け、公平かつ公明に分配すること。
- 十、在職中は勿論のこと、退職後も会社の機密など漏洩してはならない。

### 2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、内部統制マネジメント委員会を設置し、「グループ内部統制規程」に基づき、当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について統括管理を行う。

- (2) 当社グループは、倫理委員会を設置し、企業倫理及び法令遵守の精神を周知徹底する。
- (3) 当社グループは、品質保証委員会を設置し、「食品安全衛生管理規程」に基づき、食品に関する法令遵守・安全衛生体制を強化し、消費者及び取引先に提供する食品の安全確保に努める。
- (4) 当社グループは、交通安全推進委員会を設置し、交通規則並びに車両の適正な管理や運転技術の指導教育を行い、交通安全の推進や法令遵守の強化に努める。
- (5) 当社グループは、個人情報管理委員会を設置し、個人情報保護法対応及び情報セキュリティ対策等を行い、個人情報の適切な取扱いに努める。
- (6) 当社グループは、環境マネジメント委員会を設置し、「環境マニュアル」に基づき、継続的な地球環境保全のための活動を行う。
- (7) 当社グループのすべての役員及び使用人は、共通の理念である「toho group way」とコンプライアンスの基本原則である「倫理行動規範」を通じてその精神を理解し、一層公正・透明で風通しの良い企業風土の構築に努める。
- (8) 当社グループは、反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、「反社会的勢力排除規程」に基づき、不当要求等に対して毅然と対応するとともに、反社会的勢力との関係を遮断する体制の整備に努める。
- (9) 当社グループは、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用する。
- (10) 当社は、社長直轄の監査室を設置して、監査室が、定期的を実施する内部監査を通じて、当社グループの業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適法・適正かつ合理的に行われているか、また、当社グループの制度・組織・諸規程が適法・適正であることを公正不偏に調査・検証することにより、会社財産の保全並びに経営効率の向上に努める。

### 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が社内諸規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び社内諸規程に基づき、定められた期間保存する。

### 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループは、全社横断的な委員会組織として内部統制マネジメント委員会を設置し、「グループ内部統制規程」に基づき、当社グループ全体のリスクについて統括管理を行うとともに、子会社の社長を内部統制責任者として任命し、各子会社はリスクマネジメントを行う。また、有事には当社の社長を対策本部長とする緊急対策本部を設け、危機管理にあたる。
- (2) 通常のリスク管理だけでは対処できないような危機・大規模災害が発生する事態に備え、最適な管理体制を整備する。

### 5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループは、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定する。経営計画達成のため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務執行の効率化を図る。
- (2) 当社は、社長以下取締役、常勤監査役、主要子会社の社長をメンバーとする経営戦略会議を設け、定期的に開催し、経営全般に関する方針、計画策定等の絞り込んだテーマにつ

いて、十分に審議する。取締役会の決議を要する重要事項については、毎月1回開催する定例の取締役会及び臨時取締役会にて決定し、併せて取締役の職務執行状況の監督等を行う。

- (3) 当社は、子会社との各種連絡・協議を行うため、適宜、関係会社個別検討会を開催し、当社の取締役、監査役及び子会社の取締役等が必要に応じてその会議に参加することにより、経営の効率化を確保する。

## 6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社の業務の適正を確保するため、グループ戦略部を設置し、適切な経営管理を行う。
- (2) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対し、重要事項の承認について必要な手続き及び報告事項について報告を求める。

## 7. 監査役による監査が効率的に行われるための体制

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する使用人を監査室に置く。

- (2) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人の任命、解任、評価、人事異動については、監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

- (3) 前2項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人に対する指揮命令は監査役が行う。

- (4) 取締役及び使用人による監査役への報告に関する体制

- ① 当社グループの取締役及び使用人は、法令に従い、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき又は不正事故等が発生したときは直ちに当社監査役に報告する。

- ② 当社において、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営戦略会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することとする。

- ③ 上記にかかわらず、当社監査役は、必要に応じていつでも、当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、また、書類の提示を求めることができるものとする。

- (5) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

- (6) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等の処理を行う。

**(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社の監査室は、内部監査の計画及び結果の報告を、当社監査役に対して定期的及び必要に応じて臨時に行って相互の連携を図ることとする。
- ② 当社監査役は、会計監査人の会計監査に積極的に立合うことにより連携を図ることとする。

以上